り災証明書の手続き及びり災届出書の届け出について

「り災証明書」と「り災届出書」は、全く別の書類になります。

書類の目的

「り災証明書」＝り災した事実を証明する書類で、消防が発行する書類です。
「り災証明申請書」の提出により発行されます。
火災保険金の請求、廃棄物の処分、見舞金の請求等で必要になります。

「り災届出書」＝消防職員による火災調査（損害額の算出）に必要になります。
火災の原因と損害を明らかにすることで、今後の火災予防に活用されますので、届け出のご協力をお願いします。

手続きの仕方

※　各種、届出書、申請書はニライ消防本部ホームページからダウンロードができます。

り災届出書

消防が「り災証明書」を発行するには、り災状況（火災による損害の程度等）が明らかになっている必要があります。

「り災証明書」の受け取りがスムーズになるように、**まずは「り災届出書」の届け出をお願いします。**

1　消防職員から、「り災届出書」を受け取る。

2　「り災届出書」の記入
ご不明な点は、何度でもお問い合わせ下さい。

3　「り災届出書」の提出
7日以内の提出をお願いしております。

問い合わせ及び届け出先は、**火災調査を行った消防署**にお願いします。

嘉手納消防署：嘉手納町字屋良1220番地1F
TEL：(098)956-1115

読谷消防署：読谷村字波平920-1番地
TEL：(098)958-2119

北谷消防署：北谷町字吉原791−9番地
TEL：(098)936-3721

※　規模の大きな住宅火災等は、予防課が火災調査を行います。

り災証明書

1　「り災届出書」の届け出が済んでいることを確認

2　「り災証明申請書」と「証明手数料免除申請書（手数料が免除されます）」を**予防課**に提出する。

※1　申請は、代理人でも可能です。

※2　申請者の身分証明書（免許証等）を確認させていただいています。

※3　「り災届出書」の届け出が済んでいる場合は、申請から7日以内が発行の目安となります（火災の規模により遅れることもあります）。

※4　「り災証明書」発行の必要がない方は、申請は不要です。

問い合わせ及び申請先は、予防課になります。
ニライ消防本部予防課：
嘉手納町字屋良1220番地2F